

資 料 編

## 目次

### [防災関係組織]

○防災関係機関及び連絡窓口.....	306
○防災中枢機能一覧.....	309
○災害時優先電話一覧.....	310
○要配慮者利用施設一覧.....	311
○ごみ処理施設.....	311
○し尿処理施設.....	311
○し尿処理業者・浄化槽汚泥処理業者.....	312
○応急仮設住宅建設業者名簿.....	312
○応急仮設住宅建設予定地.....	312
○給水装置工事事業者（群馬県東部水道企業団）・下水道排水設備指定工事店一覧（町内のみ）.....	312

### [急傾斜地崩壊危険区域]

○急傾斜地崩壊危険区域.....	313
------------------	-----

### [消防・水防等関係]

○消防車両の現況.....	314
○消防水利の現況.....	315

### [避難所・医療等関係]

○緊急避難場所・避難所一覧.....	316
○福祉避難所.....	317
○医療機関一覧.....	317
○遺体安置所.....	318
○派遣部隊の宿泊可能施設.....	318

### [輸送等関係]

○ヘリポート適地一覧.....	319
○緊急輸送道路一覧.....	319
○防災物流拠点候補一覧.....	319

### [条例・協定等関係]

○板倉町防災会議条例.....	320
○板倉町災害対策本部条例.....	323
○災害に関する協定等一覧.....	324

### [そ の 他]

○指定文化財一覧.....	328
○災害救助基準.....	330
○警報・注意報発表基準一覧表.....	333
○群馬県の警報・注意報発表区域図.....	334

## 〔防災関係組織〕

## ○防災関係機関及び連絡窓口

## 1 国

(※印は勤務時間外の連絡先)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
消防庁 (応急対策室)	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7527 ※03-5253-7777 (F) 03-5253-7535 ※(F) 03-5253-7553

## 2 県

名 称	所 在 地	電 話 番 号
群馬県 (危機管理課)	前橋市大手町1-1-1	027-226-2244 (F) 027-221-0158
群馬県東部振興局 館林行政県税事務所 (総務係)	館林市仲町11-10	0276-72-4415 (F) 0276-73-7858
館林土木事務所	館林市栄町23-1	0276-72-4355 (F) 0276-75-3409
館林保健福祉事務所	館林市大街道一丁目2-25	0276-72-3230 (F) 0276-72-4628
東部環境事務所	太田市西本町60-27	0276-31-2517 (F) 0276-31-7410
東部教育事務所	太田市西本町60-27	0276-31-7151 (F) 0276-31-7101
東部農業事務所	太田市西本町60-27	0276-31-3824 (F) 0276-31-8388
桐生森林事務所	桐生市相生町2-331	0277-52-7373 (F) 0277-54-5132

## 3 指定地方行政機関

(※印は勤務時間外の連絡先)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
関東財務局 前橋財務事務所	前橋市大手町2-3-1	027-221-4491 ※027-896-2001 (F) 027-224-4426
関東農政局 群馬県拠点	前橋市紅雲町1-2-2	027-221-1181 (F) 027-221-7015
気象庁前橋地方气象台	前橋市大手町2-3-1	027-896-1220 (F) 027-896-1593
関東地方整備局 利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	0480-52-3952 (F) 0480-52-9529
川俣出張所	埼玉県羽生市本川俣840	048-563-1992 (F) 048-563-1993
渡良瀬川河川事務所	栃木県足利市田中町661-3	0284-73-5558 (F) 0284-73-6215
館林公共職業安定所	館林市大街道1-3-37	0276-75-8609 (F) 0276-72-4367
国土地理院 関東地方測量部	千代田区九段南1-1-15	03-5213-2054 (F) 03-5213-2077

## 4 陸上自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
第12旅団 司令部	北群馬郡榛東村大字新井1017-2	0279-54-2011 (F) 兼用
第12後方支援隊	高崎市新町1080	0274-42-1121 (F) 兼用

## 5 指定公共機関

(※印は勤務時間外の連絡先)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便(株) 館林郵便局	館林市本町1-5-1	0276-72-4464 (F) 0276-71-1055
板倉郵便局	板倉町大字板倉1313	0276-82-2011 (F) 0276-82-3730
西谷田郵便局	板倉町大字除川384-1	0276-77-0111 (F) 0276-77-1275
大箇野郵便局	板倉町大字大高嶋1714-1	0276-82-2012 (F) 0276-82-3973
東日本電信電話株式会社群馬支店	高崎市高松町3	027-321-5660 (F) 027-330-3008 ※027-325-7999
株式会社NTTドコモ群馬支店	高崎市高松町13	027-393-6414 (F) 027-393-6423
日本赤十字社群馬県支部	前橋市光が丘町32-10	027-254-3636 (F) 027-254-3637
日本放送協会前橋放送局	前橋市元総社町189	027-251-1711 (F) 027-253-0368
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 高崎量子応用研究所	高崎市綿貫町1233	027-346-9290 (F) 027-346-9692 ※027-346-6698 ※(F) 027-346-9668
東京電力パワーグリッド株式会社 (太田支社)	太田市東本町56-39	日中0276-51-2210 夜間・休日0276-51-2200

## 6 指定地方公共機関

(※印は勤務時間外の連絡先)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
公益社団法人群馬県医師会	前橋市千代田町1-7-4	027-231-5311 (F) 027-231-7667
一般社団法人群馬県LPガス協会	前橋市大渡町1-10-7	027-225-6121 (F) 027-280-6170
群馬県石油協同組合	前橋市鳥羽町35-5	027-251-1888 (F) 027-251-1771
群馬テレビ株式会社	前橋市上小出町3-38-2	027-219-0007 (F) 027-232-0197
株式会社エフエム群馬	前橋市千代田町2-3-1	027-230-1882 (F) 027-230-1903
一般社団法人群馬県バス協会	前橋市野中町588	027-261-2072 (F) 027-261-5537
一般社団法人群馬県トラック協会	前橋市野中町595	027-261-0244 (F) 027-261-7576
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上2-18-12	03-5962-2295 (F) 03-5962-2299 ※048-760-0313 ※(F) 048-760-0318
東武日光線板倉東洋大前駅	板倉町朝日野1-1-1	0276-82-5050
邑楽土地改良区	板倉町大字海老瀬6122	0276-82-0518 (F) 0276-82-0511

## 7 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
館林警察署	館林市赤生田町1828-2	0276-75-0110 (F) 兼用
板倉駐在所	板倉町大字板倉2733	0276-82-1135

## 8 消防本部

名 称	所 在 地	電 話 番 号
館林地区消防組合消防本部	館林市上赤生田町4050-1	0276-72-3170 (F) 0276-72-3318
板倉消防署	板倉町大字板倉3427-5	0276-82-1138 (F) 0276-82-2387

## 9 事務組合

名 称	所 在 地	電 話 番 号
群馬県市町村総合事務組合	前橋市元総社町335-8	027-290-1352 (F) 027-255-5302
邑楽館林医療企業団 (館林厚生病院内)	館林市成島町262-1	0276-72-3140 (F) 0276-72-5445
館林衛生施設組合	館林市赤生田町65-1	0276-72-1624 (F) 0276-72-6655
群馬東部水道企業団館林支所	館林市広内町3-10	0276-80-3201

## 10 その他団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
邑楽館林農業協同組合本所	館林市赤生田町847	0276-74-5111 (F) 0276-74-3398
〃 板倉北支所	板倉町大字西岡417	0276-77-0045 (F) 0276-77-1790
〃 板倉東支所	板倉町大字海老瀬8480	0276-82-0515 (F) 0276-82-0454
〃 板倉西支所	板倉町大字岩田1003	0276-82-1253 (F) 0276-82-4188
板倉町商工会	板倉町大字板倉1691-1	0276-82-0224 (F) 0276-82-1247
板倉町社会福祉協議会	板倉町大字板倉3411-1417	0276-82-3900 (F) 0276-82-3759
一般社団法人館林市邑楽郡医師会	館林市苗木町2497-17	0276-72-1132 (F) 0276-73-0215
公益社団法人群馬県看護協会館林地区支部	大泉町大字吉田2465	0276-62-2121
一般社団法人館林邑楽歯科医師会	館林市苗木町2622-1	0276-73-8818 (F) 0276-72-8882
ケーブルテレビ (株) 栃木ケーブルテレビ	栃木県栃木市樋ノ口町43-5	0282-25-1811 (F) 0282-25-1818
館林ケーブルテレビ	館林市美園町13-2	0276-71-1822 (F) 0276-71-1823
一般社団法人群馬県薬剤師会	前橋市西片貝町5-18-36	027-223-7736 (F) 027-223-5308
社会福祉法人群馬県共同募金会	前橋市新前橋町13-12	027-255-6596

## 1 1 群馬県防災行政無線一覧

名 称		電 話 番 号	備 考
板 倉 町	総務課 安全安心係	443-6300	
	地域防災室 1	443-6301	
	当直室	443-6302	
	F A X	443-6800	
群馬県危機管理課（危機管理・防災係）		4-3001-2237～2239	
館林行政県税事務所 （総務係）		322-1002	
		322-1003	
		322-1004	
F A X		322-6800	行政県税事務所用
館林土木事務所（施設管理係）		342-6302	
F A X		342-6800	土木事務所用

## ○防災中枢機能一覧

## 1 防災中枢拠点

区 分	名 称	所在地	電話番号
災害対策本部	板倉町役場	板倉2682-1	82-1111 / F 82-1300
災害対策本部代替施設	板倉町中央公民館	板倉2698	82-2435 / F 82-2436

## 2 防災拠点

名 称	所在地	電話番号	備 考
旧北小学校	西岡395		
北部公民館	西岡485-2	77-1855 / F 77-1854	
東小学校	海老瀬4822	82-1141 / F 82-1567	
東部公民館	朝日野1-26-1	82-1241 / F 80-4047	
旧南小学校	大高嶋1696		
南部公民館	大高嶋1747	82-1424 / F 82-1943	
板倉中学校	板倉2770	82-1148 / F 80-4021	
西小学校	岩田971	82-1140 / F 82-1568	
中央公民館	板倉2698	82-2435 / F 82-2436	

## 3 備蓄拠点

名 称	所在地	電話番号	備 考
板倉町役場	板倉町大字板倉2682-1	82-1111	
西小学校	板倉町大字岩田971	82-1140	
中央公民館	板倉町大字板倉2698	82-2435	
旧南小学校	板倉町大字大高嶋1696	82-1143	
旧北小学校防災備蓄倉庫	板倉町大字西岡395		
東小学校防災備蓄倉庫	板倉町大字海老瀬4822		
西岡地区防災備蓄倉庫	板倉町大字西岡427-1		
海老瀬地区防災備蓄倉庫	板倉町大字海老瀬4804-1		

## ○災害時優先電話一覧

設置施設	所在地	電話番号	備 考
板倉町役場	板倉2682-1	80-4505	1回線×2チャンネル
北部公民館	西岡485-2	77-1855	
東部公民館	朝日野1-26-1	82-1241	
南部公民館	大高嶋1747	82-1424	
中央公民館	板倉2698	82-2436	
保健センター	岩田甲1056	82-3757	
板倉海洋センター	岩田1062	82-0858	
東小学校	海老瀬4822	82-1141	
西小学校	岩田971	82-1140	
板倉中学校	板倉2770	80-4021	
北保育園	西岡331	77-0887	通常時のFAX番号
板倉保育園	岩田991	82-2579	通常時のFAX番号



## ○要配慮者利用施設一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
板倉保育園	板倉町大字岩田991	82-1147	
北保育園	板倉町大字西岡331	77-0889	
そらいろ保育園	板倉町朝日野3-7-1	82-8811	
まきば幼稚園	板倉町大字粕谷1344	82-1682	
板倉町児童館	板倉町大字板倉4208-2	82-2270	
特別養護老人ホームミモザ荘	板倉町大字細谷217	77-2550	
グループホームりんどう	板倉町大字細谷202	77-2711	
デイサービスりんどう	板倉町大字細谷202	77-2711	
ケアハウス ヒマワリ	板倉町大字細谷207	77-2300	
ミモザ荘デイサービスセンター	板倉町大字細谷217	77-2550	
板倉町デイサービスセンター	板倉町大字板倉3411-1417	82-3961	
小規模多機能居宅介護事業所えがお	板倉町大字板倉3411-1417	80-4165	
板倉町地域活動支援センター・板倉町 障害者デイサービスセンター	板倉町大字板倉3411-1410	82-3950	
めぐグループホーム板倉	板倉町大字大高嶋1733-11	70-4187	
めぐデイサービス板倉	板倉町大字下五箇1879	49-6619	
グループホームおひさま	板倉町大字板倉2966-40	55-5123	
介護付有料老人ホーム陽だまり	板倉町大字板倉2966-33	91-4470	
ふるさとホーム板倉町	板倉町大字板倉4215-7	80-4010	
ケアステーションあさひ板倉町	板倉町大字板倉4215-7	80-4020	
サクラデイサービス	板倉町大字西岡新田163-2	47-4976	
グループホームみどりの家	板倉町大字岩田940-5	82-2100	
WELLBEING板倉	板倉町大字下五箇736-8	090-1125-7800	

## ○ごみ処理施設

施 設 名	所 在 地	電 話 者 号	備 考
たてばやしクリーンセンター	館林市苗木町2447-19	56-4453	燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ
いたくらリサイクルセンター	板倉町大字板倉3427-7	56-4453	不燃物、不燃性粗大ごみ、資源物
めいわエコパーク	明和町千津井1019-1	56-4453	焼却灰や不燃残渣の埋立処分

## ○し尿処理施設

施 設 名	所 在 地	電 話 者 号	備 考
館林環境センター	館林市赤生田町65-1	72-1624	

## ○し尿処理業者・浄化槽汚泥処理業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
有限会社板倉クリーンサービス	板倉町大字西岡新田292	0276-77-0389
昭和浄化槽サービス有限会社	館林市堀工町1884-28	0276-72-1299
有限会社大船興業	館林市朝日町4-27	0276-73-4186
有限会社館林環境サービス	館林市本町1-2-9	0276-72-0179

## ○応急仮設住宅建設業者名簿

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
群馬県建設業協会館林支部	館林市苗木町2618-18	0276-73-7939

## ○応急仮設住宅建設予定地

予 定 地	名 称	面積 (㎡)	戸数	所有者 (管理者)
板倉町大字板倉2743	中央公園	89,100	165	
板倉町大字大蔵16	大蔵公園	13,000	98	

○給水装置工事事業者（群馬県東部水道企業団）・下水道排水設備指定工事店  
一覧（町内のみ）

（令5年4月現在）

番号	工事業者名	住所	電話番号	水道	下水道
1	有限会社佐山設備	飯野464	82-2152	○	○
2	有限会社館林設備	岩田2124	82-0363	○	
3	有限会社しんえい設備	岩田792	82-0001	○	
4	小倉設備	靱谷1607	82-0261	○	○
5	益岡住設	靱谷1774-3	82-3890	○	○
6	山岸管工設備	靱谷2722-1	82-5251	○	○
7	有限会社鈴木設備	板倉1414	82-1025	○	○
8	有限会社岩崎設備	岩田508-3	82-0027	○	○
9	有限会社長谷川設備	西岡1514	77-0358	○	○
10	亀田風呂店	板倉1295-3	82-1301	○	
11	宇治川管工	西岡1397	77-0057	○	○
12	有限会社根岸工業	板倉1441-4	82-0537	○	○
13	高田管工設備	離1399-90	82-1856	○	○
14	土橋設備	海老瀬1446	82-2982	○	○
15	はすみ商店	板倉1318	82-0067	○	○
16	株式会社セイワ	岩田792	57-8394	○	○
17	福地建設有限会社	西岡178-3	77-0116		○

18	Nexus Works株式会社	西岡766-10	090-8008-6068	○	
----	-----------------	----------	---------------	---	--

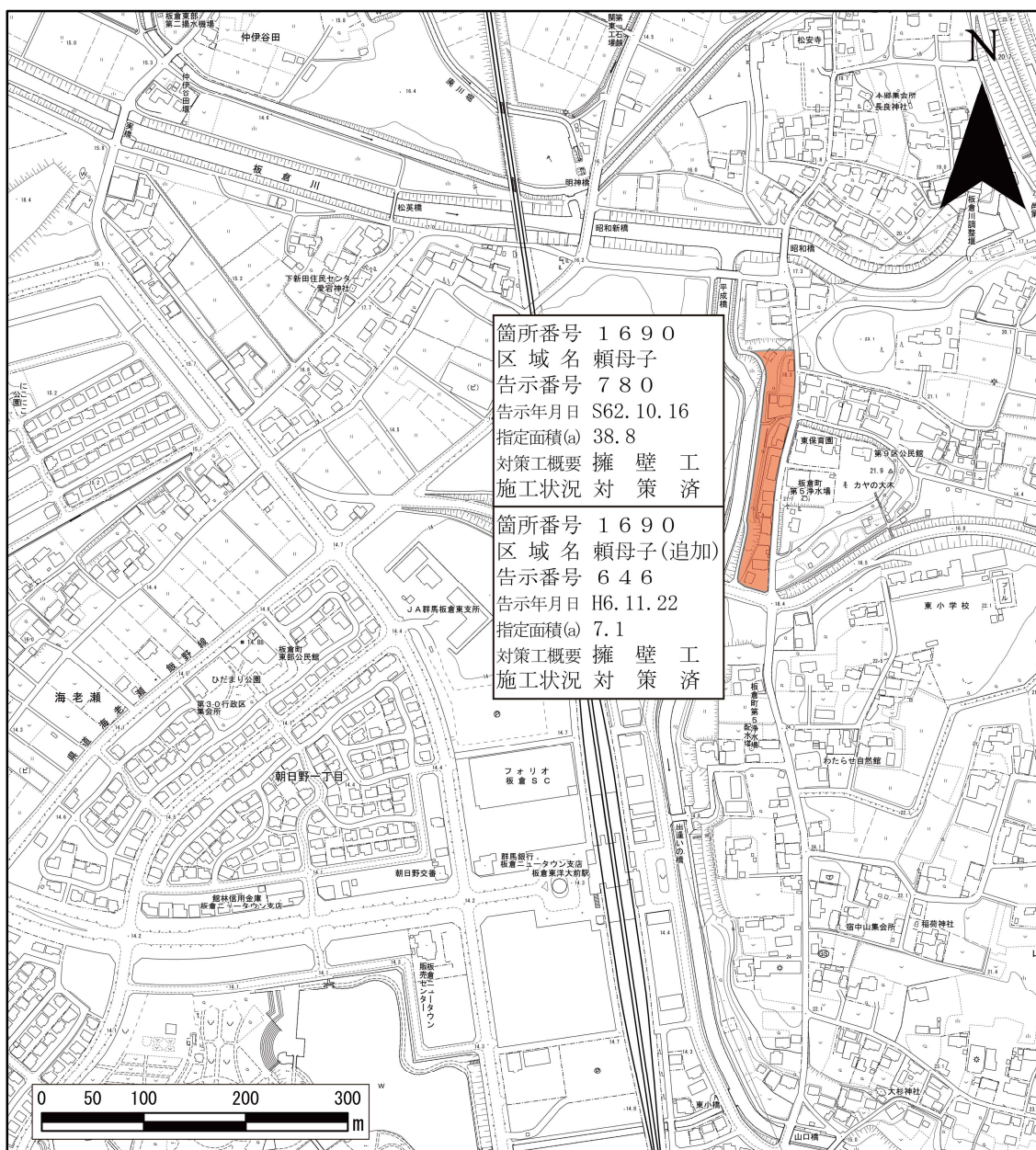
## 〔急傾斜地崩壊危険区域〕

### ○急傾斜地崩壊危険区域

箇所名 (箇所番号)	所在地	危険度区分	指定面積 (a)	対策工概要	施工状況
頼母子 (1690)	板倉町大字海老瀬5961、 5962、5963番地周辺	I	45.9	擁壁工	対策済

「I」：人家5戸以上の箇所、「II」：人家1～4戸の箇所、「III」：人家はないが今後新規住宅立地が見込まれる箇所

### 位置図



## 〔消防・水防等関係〕

## ○消防車両の現況

(1) 館林地区消防組合消防本部 (本部、板倉署)

(令和5年4月1日現在)

所属	名称	種別	車両形式	車両番号	ポンプ性能	購入年月	備考
消防本部	指揮監察車	普 指揮監察車	日産 セレナ	群馬544そ101		R4.8	リース
	事務連絡車	普 普通連絡車	日産 ラティオ	群馬537り30		H27.10	防火対象物連絡協議会寄贈
	事務連絡車	普 普通連絡車	トヨタ カローラ	群馬503す8247		H29.3	危険物安全協会寄贈
	本部ワゴン	普 普通連絡車	日産 セレナ	群馬502み7178		H25.11	
	館林本部2	緊 警防車	トヨタ ハイエース	群馬800せ6904		H28.2	
	館林本部4	緊 査察広報車	日産 キューブ	群馬800す6552		H17.10	防火対象物連絡協議会寄贈
	館林資材1	緊 資材輸送車	日野 デュトロ	群馬800そ1883		R5.3	パワーゲート付
	館林本部司令1	緊 指揮統制車	トヨタ ハイエース	群馬800そ1281		H23.1	
	館林火災調査1	緊 火災調査車	トヨタ ハイエース	群馬800せ5937		H26.10	
	館林水防1	緊 水防資器材運搬車	日産 デュトロ	群馬800せ2871		H23.3	クレーン・パワーゲート付
	館林北広報1	緊 査察広報車	ダイハツ ハイゼット	群馬80あ1898		H14.8	
	館林人員輸送1	普 人員輸送車	日産 リエッセ	群馬200さ969		H16.5	
	合計		12台				
板倉消防署	板倉1	緊 水槽付ポンプ車	いすゞ 水-II	群馬830ほ51	A2級	H29.3	水2,000ℓ (災害対応)
	板倉2	緊 普通ポンプ車	日野 CD-I	群馬800せ3771	A2級	H24.3	水700ℓ
	板倉重機1	緊 重機搬送車	日産 レンジャー	群馬800ほ1654		H25.3	総務省消防庁無償貸与
	板倉重機	緊 重機 (3t級)	コマツ PC30MR-3			H25.3	総務省消防庁無償貸与
	救急板倉1	緊 高規格救急車	トヨタ ハイメディック	群馬830そ9950		R1.10	
	板倉広報1	緊 査察広報車	日産 サニー	群馬800さ7610		H13.9	
	水防車 (軽)	普 水防資器材運搬車	ダイハツ ハイゼット	群馬41め1611		H12.12	
	救助艇2号	普 救助艇 (ゴムボート)	AU450W	230-57981		R4.8	定員9人
	救助艇8号	普 救助艇 (ゴムボート)	LRB-330			H29.6	定員6人
	合計		6台 (重機・救助艇を除く)				

出典：館林地区消防組合消防本部「令和5年版 館林地区消防組合消防年報」

(2) 板倉消防団

(令和5年4月1日現在)

名称	所在	種別	車両型式	ポンプ性能	排気量	購入年月	備考
第1分団車	岩田1880	普通ポンプ車	CD-I	A2級	4000cc	H25.12	
第2分団車	板倉1594	普通ポンプ車	CD-I	A2級	4770cc	H15.9	水槽付 700ℓ
第3分団車	大高嶋1587-1	普通ポンプ車	CD-I	A2級	4000cc	H23.11	
第4分団車	朝日野1丁目3983	普通ポンプ車	CD-I	A2級	4000cc	H22.10	
第5分団車	西岡331	普通ポンプ車	CD-I	A2級	4000cc	R1.12	水槽付 700ℓ
団指揮車	板倉3427-5	小型動力ポンプ搭載車			2500cc	R3.2	救助資機材搭載型 (消防庁貸与)
		小型動力ポンプ		C級		R3.2	

合計：普通ポンプ車 3、水槽付ポンプ車 2、小型動力ポンプ搭載車 1、小型動力ポンプ 1

出典：館林地区消防組合消防本部「令和5年版 館林地区消防組合消防年報」

## ○消防水利の現況

(令和5年4月1日現在)

消 火 栓	防 火 水 槽				合 計
	100m <sup>3</sup> 以上	60m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 未満	40m <sup>3</sup> 以上 60m未満	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満	
375			55	59	489

## 〔避難所・医療等関係〕

## ○緊急避難場所・避難所一覧

名称	所在地	電話	指定緊急避難場所		指定避難所		備考
			洪水時	地震時	洪水時	地震時	
旧北小学校	西岡395		○	○	○	○	
北保育園	西岡331	77-0889	○	○	○	○	
北部公民館	西岡485-2	77-1855	○	○	○	○	
JA邑楽館林板倉北支所	西岡417	77-0045	○	○	○	○	
東小学校	海老瀬4822	82-1141	○	○	○	○	
わたらせ自然館	海老瀬4663-1	82-1935	○	○	○	○	
旧南小学校	大高嶋1696			○		○	
板倉高等学校	板倉2406-2	82-1258	○	○	○	○	
板倉中学校	板倉2770	82-1148	○	○	○	○	
西小学校	岩田971	82-1140	○	○	○	○	
JA邑楽館林板倉西支所	岩田1003	82-1253	○	○	○	○	
下五箇地区洪水避難タワー ※1	下五箇213-3		○				
飯野地区洪水避難地 ※2	飯野地先		○	○			
緊急避難場所 西岡地区	西岡地先		○	○			
緊急避難場所 海老瀬地区	海老瀬地先		○	○			
アゼリアモール	館林市楠町3648-1	75-8512	○	○			
東部公民館	朝日野1-26-1	82-1241		○		○	
南部公民館	大高嶋1744-1	82-1424		○		○	
板倉保育園	岩田991	82-1147		○			
児童館	板倉4208-2	82-2270		○			
板倉海洋センター	岩田1062	82-0858		○		○	
まきば幼稚園	靱谷1344	82-1682		○			
渡良瀬グラウンド	海老瀬地先			○			
ふれあい公園	朝日野3-6			○			
いずみの公園	泉野2-31-5			○			
天神池公園	大高嶋1849			○			
谷田川多目的グラウンド	飯野地先			○			
板倉中央公園	板倉2742-43			○			
大蔵公園	大蔵16			○			
大林児童公園	板倉4216-4			○			
大林南児童公園	板倉4208-3			○			

※1 下五箇地区洪水避難タワー及び飯野地区洪水避難地は、避難が遅れてほかに水平避難できない場合の緊急避難場所

とする。

※2 各農村公園も一時避難場所とする。

## ○福祉避難所

名 称	施設管理者	所在地	電話番号	備考
板倉町保健センター	板倉町	岩田甲1056	82-3757	洪水時不可
総合老人福祉センター	社会福祉法人 板倉町社会福祉協 議会	板倉3411-1417	82-3961	洪水時不可
地域活動支援センター				
板倉町ディサービスセンター				
小規模多機能型居宅介護事業 所えがお				
特別養護老人ホーム ミモザ荘	社会福祉法人	細谷217	77-2550	洪水時不可
ケアハウスヒマワリ	ポプラ会	細谷202	77-2711	洪水時不可
グループホームりんどう				
中央公民館	板倉町	板倉2698	82-2435	洪水時緊急福祉避難場所
板倉町役場	板倉町	板倉2682-1	82-1111	洪水時緊急福祉避難場所

※ 水害が発生した場合、中央公民館は洪水時緊急福祉避難場所から福祉避難所に移行するものとする。

※ 水害が発生した場合、役場は災害復旧の拠点となるため、状況に応じて避難者を別の施設に移動するものとする。

## ○医療機関一覧

(令和5年4月1日現在)

### ① 基幹災害医療センター

名 称	所 在 地	電話番号
前橋赤十字病院	前橋市朝倉町389-1	027-265-3333

### ② 地域災害拠点病院

名 称	所 在 地	電話番号
SUBARU健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1	55-2200
邑楽館林医療企業団 公立館林厚生病院	館林市成島町262-1	72-3140

### ③ 診療所 (町内)

名 称	所 在 地	電話番号
井上整形外科医院	板倉2216	82-1131
いたくら内科クリニック	朝日野1-14-2	70-4080
板倉耳鼻咽喉科クリニック	海老瀬4064-5	80-4333
ふじの木整形・内科クリニック	飯野1405	91-4070
板倉医院	細谷683-1	77-1877

### ④ 歯科診療所 (町内)

名 称	所 在 地	電話番号
-----	-------	------

## 【 資料編 】

北村歯科医院	板倉754-1	82-0158
石山歯科医院	岩田2385-1	82-2222
橋本歯科医院	岩田1326	82-1233
きむら歯科医院	飯野1488-2	82-4676
増田歯科医院	海老瀬4073-1	82-4618
村井デンタルクリニック	朝日野3-9-4	80-4188

## ○遺体安置所

名 称	所 在 地	面積	電話番号
板倉海洋センター	岩田1062	1,102㎡	82-0858

## ○派遣部隊の宿泊可能施設

名 称	所 在 地	電話番号	管理者
板倉中学校	板倉2770	82-1148	板倉町教育委員会



## 〔輸送等関係〕

## ○ヘリポート適地一覧

名 称	所 在 地	(東西) × (南北) 面積	備考
板倉中央公園芝生広場	板倉2742-44	10,000	
東小学校	海老瀬4822	92×62	
旧南小学校	大高嶋1696	87×110	
旧北小学校	西岡395	130×180	

## ○緊急輸送道路一覧

指定	種 別	道路種別	路線名	区 間	延長 (km)
県	第一次緊急輸送道路	高速自動車国道	東北自動車道	明和町千津井～板倉町大字西岡新田	
県	第一次緊急輸送道路	一般国道	354号	高崎市並榎町～板倉町大字下五箇	
県	第二次緊急輸送道路	主要地方道	佐野古河線	板倉町大字海老瀬～板倉町大字海老瀬	
県	第二次緊急輸送道路	主要地方道	館林藤岡線	板倉町大字西岡～館林市城町	
県	第二次緊急輸送道路	一般県道	除川板倉線	板倉町大字除川～板倉町大字板倉	
県	第二次緊急輸送道路	町道	町道1-12号線	板倉町大字岩田～板倉町大字板倉	
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1-12号線	国道354線から県道板倉・粕谷・館林線	0.94
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道3356号線	県道板倉・粕谷・館林線から町道3357線 (通・仲伊谷田線)	1.16
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道3357線	町道3525線から県道板倉・粕谷・館林線	2.60
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道2-40号線	主要地方道路佐野・古河線から町道3357線 (通・仲伊谷田線)	1.11
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1-2号線	主要地方道路館林藤岡線から北部公民館	0.25
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道3483号線	国道354号線から八間樋橋(町道1-9号線)	0.318
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1-9号線	町道3483号線から町道1-6号線	1.66
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1-6号線	町道1-9号線から町道2410号線	0.44
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道2410号線	町道1-6号線から合の川河川防災ステーション	0.12
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1-1号線	町道1-9号線から旧南小学校	1.35
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道2-19号線	町道1-1号線から南部公民館	0.25
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道3525号線	国道354号線から町道3357号線	
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1344号線	町道1-1号線から南部公民館	

## ○防災物流拠点候補一覧

名 称	所 在 地	電話番号	面積 (㎡)	備考
板倉海洋センター	板倉町大字岩田1062	82-0858	1,102	
板倉中央公園グラウンド	板倉町大字板倉2742-43	82-2435	8,728	

## 〔 条例 ・ 協定等関係 〕

### ○板倉町防災会議条例

昭和38年9月25日条例第20号

改正 平成12年3月17日条例第 6号

平成24年9月18日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき板倉町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 板倉町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて板倉町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(防災会議の組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
  - 3 会長は、会務を総理する。
  - 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
  - 5 委員は次に掲げる者をもつて充てる。
    - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
    - (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
    - (3) 群馬県警察の警察官のうちから町長が任命する者
    - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
    - (5) 町の教育委員会の教育長
    - (6) 消防本部の消防長又は消防職員及び町の消防団長
    - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
    - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
    - (9) その他町長が特に必要と認めた者
  - 6 前項の委員の定数は、45人以内とする。
- (専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、板倉町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月17日条例第6号)抄

(施行日)

1 この条例は、平成12年4月1日(中略)から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第13号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

## 板倉町防災会議委員名簿

No.	区 分	委 員
1	第3条第2項	板倉町長
2	第3条第5項第1号	前橋地方気象台長
3	第3条第5項第1号	関東地方整備局利根川上流河川事務所長
4	第3条第5項第1号	関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長
5	第3条第5項第2号	東部振興局館林行政県税事務所長
6	第3条第5項第2号	東部振興局館林保健福祉事務所長
7	第3条第5項第2号	東部振興局館林土木事務所長
8	第3条第5項第3号	館林警察署長
9	第3条第5項第4号	副町長
10	第3条第5項第4号	総務課長
11	第3条第5項第4号	企画財政課長
12	第3条第5項第4号	税務課長
13	第3条第5項第4号	住民環境課長
14	第3条第5項第4号	会計管理者（会計課長）
15	第3条第5項第4号	福祉課長
16	第3条第5項第4号	健康介護課長
17	第3条第5項第4号	産業振興課長
18	第3条第5項第4号	都市建設課長
19	第3条第5項第4号	議会事務局長
20	第3条第5項第4号	教育委員会事務局長
21	第3条第5項第5号	教育長
22	第3条第5項第6号	板倉消防署長
23	第3条第5項第6号	板倉消防団長
24	第3条第5項第7号	郵便局(株)板倉郵便局長
25	第3条第5項第7号	東日本電信電話(株)群馬支店長
26	第3条第5項第7号	東京電力パワーグリッド(株)太田支社長
27	第3条第5項第7号	東武鉄道(株)東武栃木駅長
28	第3条第5項第7号	邑楽土地改良区理事長
29	第3条第5項第8号	板倉町行政区代表区長
30	第3条第5項第8号	板倉町行政区代表区長
31	第3条第5項第8号	板倉町行政区代表区長
32	第3条第5項第8号	板倉町行政区代表区長
33	第3条第5項第8号	板倉町行政区代表区長
34	第3条第5項第9号	板倉町議会議員（議長）
35	第3条第5項第9号	板倉町議会議員（北地区代表）
36	第3条第5項第9号	板倉町議会議員（東地区代表）
37	第3条第5項第9号	板倉町議会議員（南地区代表）
38	第3条第5項第9号	板倉町議会議員（西地区代表）

【事務局】板倉町総務課安全安心係

## ○板倉町災害対策本部条例

(昭和38年9月25日条例第21号)

改正 平成8年3月11日条例第1号 平成19年3月14日条例第3号

平成24年9月18日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき板倉町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、町長をもつてこれに充て災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、副町長をもつてこれに充て災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、町の職員を任命し災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(平成8年3月11日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月14日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第14号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

## ○災害に関する協定等一覧

## ① 板倉町

## (1) 相互応援

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
災害時相互応援に関する協定	平成8年10月4日	新潟県板倉町 (現 新潟県上越市)	相互応援
災害発生時における板倉町と日本郵便株式会社館林郵便局及び板倉町内郵便局の協力に関する協定	平成29年4月27日	館林郵便局／町内郵便局	相互応援
地域における協力に関する協定	平成29年4月27日	館林郵便局／町内郵便局	相互応援
水道災害相互応援に関する協定	平成9年10月6日	館林市／明和町／千代田町／大泉町／邑楽町	相互応援
水道配水管接続に関する覚書	平成13年5月1日	館林市	相互応援
群馬県災害廃棄物等の処理にかかる相互応援に関する協定	平成20年4月1日	群馬県／県内市町村／一部事務組合	相互応援
災害発生時における館林市邑楽郡隣接一市五町相互応援協定	平成25年3月26日	館林市／明和町／千代田町／大泉町／邑楽町	相互応援
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定書	平成25年7月12日	66市町村	相互応援
災害時における相互協力に関する協定	平成27年1月28日	古河市／加須市／野木町／栃木市／小山市	相互応援
災害発生時における利根川兩岸3市3町相互応援に関する協定	平成31年2月4日	明和町／千代田町／行田市／加須市／羽生市	相互応援

## (2) 避難所指定

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
災害時における民間建物の利用に関する協定	平成13年10月1日	群馬板倉農業協同組合 (現 邑楽館林農業協同組合)	避難所指定
災害時における民間建物の利用に関する協定	平成13年10月1日	学校法人 東洋大学	避難所指定
災害時における民間建物の利用に関する協定	平成13年10月1日	東毛リゾート開発株式会社	避難所指定 (アゼリアモール)
災害時における施設利用に関する覚書	令和2年11月18日	群馬県立板倉高等学校	避難所指定
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成24年3月15日	社会福祉法人 板倉町社会福祉協議会	避難所指定
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成24年3月15日	社会福祉法人 ポプラ会	避難所指定

【 資料編 】

災害時における避難場所の指定について（回答）	平成25年9月20日	加須市	避難所指定（道の駅かぞわたらせ）
飯野地区水防拠点の維持管理に関する協定	令和元年6月1日	利根川上流河川事務所	維持管理（飯野地区洪水避難地）

（３）救援・応急

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
群馬県防災航空隊支援協定	平成18年3月27日	群馬県	救援救護
災害時における建築物等災害応急対策業務の応援に関する協定	平成23年2月15日	一般社団法人群馬県建設業協会 館林支部	応急対策
災害時における電力復旧等に関する協定	令和2年12月17日	東京電力パワーグリッド株式会社 社太田支社	電力復旧
災害時における相互協力に関する基本協定	令和4年2月21日	東日本電信電話株式会社	通信復旧
災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定	令和4年5月20日	一般社団法人群馬県建築士会館 林支部	応急対策
板倉町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	令和4年10月7日	板倉町社会福祉協議会	応急対策

（４）防災情報

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備の運用及び維持管理に関する協定	平成19年12月1日	群馬県	防災情報
群馬県防災情報通信用発動発電機の保安管理に関する協議	平成19年12月1日	群馬県	防災情報
安全安心に係る放送協定	平成21年6月25日	ケーブルテレビ株式会社	緊急放送
災害時の情報交換に関する協定	平成23年1月17日	国土交通省 関東地方整備局	防災情報
災害に係る情報発信等に関する協定	平成26年1月24日	ヤフー株式会社 (現 LINEヤフー株式会社)	防災情報
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成29年3月9日	東日本電信電話株式会社	通信機器

（５）救援物資

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
災害時における救援物資提供に関する協定	平成20年7月14日	三国コカ・コーラボトリング株式会社群馬支社	救援物資
災害時における飲料水提供に関する協定	平成21年2月2日	サントリーフーズ株式会社 関東甲信越支社	救援物資
非常時における飲料供給に関する覚書	平成23年6月24日	ダイドードリンコ株式会社	救援物資

災害時における飲料水提供に関する協定	平成24年2月2日	ダイドードリンコ株式会社	救援物資
災害時における飲料水提供に関する協定	平成24年2月2日	株式会社伊藤園	救援物資
災害時における物資供給に関する協定	平成24年7月24日	NPO法人 コメリ災害対策センター	救援物資
災害時における物資供給に関する協定	平成26年4月14日	邑楽館林農業協同組合	救援物資
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	平成26年4月14日	生活協同組合 コープぐんま	救援物資
災害時における応急レンタル機材供給等に関する協定	平成26年4月23日	コーエィ株式会社	救援物資
災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	平成26年5月12日	一般社団法人群馬県LPガス協会 館林邑楽支部	救援物資
災害時における物資供給に関する協定	令和3年2月3日	富士食品工業株式会社	救援物資

(6) 消防組合

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
館林地区消防組合自家給油取扱所運用に関する覚書	令和2年5月1日	館林地区消防組合消防本部	燃料供給

(7) 警察署

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
警察施設が被災した際に代替施設を設置する場所の提供について(回答)	平成31年3月15日	館林警察署	代替施設提供 (役場庁舎)

② 館林地区消防組合

※ 協定団体名にあつては、協定締結時の名称

No.	協定名	締結年月日	締結先	協定内容
1	群馬県消防相互応援協定	H19. 9. 4	前橋市消防本部、高崎市等広域消防局、桐生市消防本部、伊勢崎市消防本部、太田市消防本部、利根沼田広域消防本部、渋川地区広域消防本部、多野藤岡広域消防本部、富岡甘楽広域消防本部、吾妻広域消防本部	
2	消防相互応援協定	H29. 9. 26	熊谷市	水難事故
3	消防相互応援協定	H25. 4. 1	埼玉東部消防組合	火災(大規模・特殊災害)緊急事故等
4	消防相互応援協定	H24. 1. 1	茨城西南地方広域市町村圏事務組合	火災(大規模・特殊災害)緊急事故等
5	消防相互応援協定	H22. 11. 1	加須市	火災(大規模・特殊災害)緊急事故等
6	消防相互応援協定	H23. 4. 1	羽生市	火災(大規模・特殊災害)緊急事故等
7	消防相互応援協定	H23. 4. 1	行田市	火災(大規模・特殊災害)緊急事故等
8	消防相互応援協定	S44. 7. 31	佐野地区広域消防本部	消防・緊急・救助業務



【 資料編 】

9	消防相互応援協定	S55. 6. 16	足利市消防本部	消防・緊急・救助業務
10	消防相互応援協定	H1. 4. 1	栃木地区広域消防本部	消防・緊急・救助業務
11	消防相互応援協定（消防団）	S51. 1. 14	北川辺町	水火震災及びその他災害等
12	消防相互応援協定（消防団）	H17. 3. 28	大泉町	水火震災及びその他災害等
13	消防相互応援協定（消防団）	S64. 1. 1	栃木県藤岡町	水火震災及びその他災害等
14	特殊災害消防対策相互応援協定	H26. 4. 1	桐生市、伊勢崎市、太田市、足利市、佐野市	特殊災害（危険物施設・中高層建物火災等の特殊災害及び多数の死傷者等が予測される災害）
15	特殊災害消防対策相互応援協定	H18. 3. 27	桐生市、伊勢崎市、太田市、足利市、佐野地区広域消防本部	特殊災害（危険物施設・中高層建物火災等の特殊災害及び多数の死傷者等が予測される災害）
16	群馬県防災航空隊支援協定	H18. 3. 27	群馬県	
17	東北高速道路管内市町（組合）の消防相互応援協定	H4. 3. 21	川口市、白岡町、浦和市、久喜地区消防組合、岩槻市、加須地区消防組合、蓮田市、羽生市	火災又は救急事故の災害
18	東北自動車道内の館林・佐野藤岡インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定	S47. 11. 13	佐野市	東北自動車道消防・緊急業務
19	足利赤十字病院ドクターカー運用に関する協定	H21. 8. 19	足利赤十字病院、足利市消防本部、佐野地区広域消防組合消防本部、太田市消防本部、桐生市消防本部	緊急業務
20	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	H21. 7. 1	東武鉄道（株）、太田市消防本部、桐生市消防本部、伊勢崎市消防本部	鉄道災害・鉄道沿線の火災
21	地震等災害における消火活動業務に関する協定	H10. 4. 1	群馬県東毛コンクリート事業協同組合	水の供給
22	携帯電話等からの119番通報転送等に関する協定	H10. 9. 21	太田地区消防組合、桐生市外六か町村広域市町村振興整備組合	通報・伝達業務

## 〔その他〕

## ○指定文化財一覧

## (1) 国指定・認定

種類	名称	指定年月日	所在地	備考
国美	安勝寺 梵鐘	S. 20. 8. 4	板倉町大字榎谷1659 安勝寺	
国重	雷電神社末社 八幡宮・稲荷神社社殿	S. 25. 8. 29	板倉町大字板倉2334 雷電神社	

## (2) 県指定

種類	名称	指定年月日	所在地	備考
県重	木造・千手観音像	S. 36. 9. 15	板倉町大字岩田1854-3 円満寺	
県重	三角縁仏獣鏡	S. 38. 9. 4	板倉町大字西岡1552 西丘神社	町寄託
県重	木造・性信上人坐像	S. 46. 12. 22	板倉町大字板倉2406 宝福寺	
県重	雷電神社社殿及び奥宮 (附棟札2枚)	S. 59. 12. 25	板倉町大字板倉2334 雷電神社	

## (3) 町指定

種類	名称	指定年月日	住所	備考
町重	高瀬舟絵馬 (雷電神社)	H. 6. 12. 9	板倉町大字板倉2334 雷電神社	
町重	高瀬善兵衛直房の家訓書	H. 6. 12. 9	板倉町大字大高嶋378-1	
町重	三角縁仏獣鏡石碑 (鏡陵皇太神碑)	H. 9. 1. 31	板倉町大字西岡1552 西岡神社	
町重	高鳥天満宮社殿 付棟札・彫物雛形帳・絵馬	H. 12. 6. 30	板倉町大字大高嶋1665	
町重	筑波山古墳の石室石材および副葬品	H. 14. 6. 26	板倉町大字岩田2498	
町重	本遺跡出土の土製仮面	H. 14. 6. 26		町所有
町重	大日本大工起源	H. 16. 10. 25	板倉町大字飯野1928	
町重	(安勝寺) 木造阿弥陀如来	S. 48. 10. 1	板倉町大字榎谷1659 安勝寺	
町重	(安勝寺) 阿弥陀堂	S. 48. 10. 1	板倉町大字榎谷1659 安勝寺	
町重	薬師如来坐像 (荻野家)	S. 48. 10. 1	板倉町大字板倉1417-10	
町重	松本家古文書	S. 55. 4. 25	板倉町大字海老瀬5891	
町重	市澤家古文書	S. 55. 4. 25	板倉町大字海老瀬5929	
町重	荻野家古文書	S. 55. 4. 25	板倉町大字板倉1417-10	
町重	雷電神社棟札	S. 55. 4. 25	板倉町大字板倉2334 雷電神社	
町重	甲冑	S. 61. 12. 6	板倉町大字板倉1709	
町重	十王十仏板碑	S. 61. 12. 6	板倉町大字大曲1117	
町重	双体道祖神	S. 61. 12. 6	板倉町大字大曲1117	
町重	性信上人縁起 親鸞聖人書状	S. 61. 12. 6	板倉町大字板倉2406 宝福寺	町寄託
町重	勝軍地藏	S. 61. 12. 6	板倉町大字大高嶋字丸谷長良神社境内	
町重	木造・阿弥陀如来坐像 (薬師堂)	S. 61. 12. 6	板倉町大字榎谷字浮戸 薬師堂内	
町重	世界大人類絵図	S. 61. 12. 6	板倉町大字榎谷字浮戸 薬師堂内	
町重	除川村古絵図	H. 3. 9. 25	板倉町大字除川甲1023	
町重	釈迦如来坐像 (前澤家)	H. 3. 9. 25	板倉町大字大高嶋1388	
町史	寺西貝塚	S. 44. 5. 29	板倉町大字海老瀬7047	
町史	寺西貝塚	S. 44. 5. 29	板倉町大字海老瀬7046	
町史	離山貝塚	S. 44. 5. 29	板倉町大字海老瀬4610-1	
町史	一峯貝塚	S. 44. 5. 29	板倉町大字海老瀬885 一峯神社	
町史	赤城塚古墳	S. 44. 5. 29	板倉町大字西岡1552 西丘神社	

## 【 資料編 】

町史	筑波山古墳	S. 44. 5. 29	板倉町大字岩田2498	
町史	舟山古墳	S. 44. 5. 29	板倉町大字岩田2631-1	
町史	頼母子横穴墓群	S. 50. 4. 25	板倉町大字海老瀬5943	
町史	稲荷神社古墳	S. 50. 4. 25	板倉町大字大高嶋1756	
町史	大塚山古墳	S. 50. 4. 25	板倉町大字大高嶋1732	
町史	松之木古墳	S. 50. 4. 25	板倉町大字飯野1223	
町史	道明山古墳	S. 50. 4. 25	板倉町大字岩田1540-2	
町史	足尾鉍毒被害者救済第一施療所跡 (松本家)	S. 50. 4. 25	板倉町大字海老瀬5891	
町史	足尾鉍毒被害者救済第一施療所跡 (松安寺)	S. 50. 4. 25	板倉町大字海老瀬6025 松安寺	
町史	施田大明神	H. 3. 9. 25	板倉町大字大曲	

○災害救助基準

(令和5年5月現在)

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	1 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 ※半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)	(1) 建設型応急住宅設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内	災害発生の日から 20日以内に着工	1 1戸当たりの規模は29.7㎡を基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最大2年以内 4 解体撤去及び土地の原状回復費用 当該地域における実費
	2 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害発生の日から1か月を超えると見込まれる者 ※災害発生の日から原則として、6か月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに応急仮設住宅を退去	(2) 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供	供与期間 最大2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

【 資料編 】

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額					2 現物給付に限ること。	
		2 下記金額の範囲内		2 現物給付に限ること。						
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全流		夏 冬	19,200 31,800	24,600 41,100	36,500 57,200	43,600 66,900		55,200 84,300
半壊 床上浸水	夏 冬	6,300 10,100	8,400 13,200	12,600 18,800	15,400 22,300	19,400 28,100	2,700 3,700			
	医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上						
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期限内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上						
被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。						
被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1 住家が半壊（焼）、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	1 2に掲げる世帯以外の世帯 706,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内)							

【 資料編 】

学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む）及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,800円 中学校生徒 1人当たり 5,100円 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円	災害発生の日から（教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,500円以内 〔一時保存〕 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 〔検案〕 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物がかびこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在  
発表官署 前橋地方気象台

板倉町	府県予想区	群馬県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	伊勢崎・太田地域		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20	
		土壌雨量指数基準	—	
	洪水	流域雨量指数基準	谷田川流域=18.5, 板倉川流域=5.9, 鶴生田川流域=9.5	
		複合基準 <sup>*1</sup>	—	
		指定河川洪水予報による基準	渡良瀬川上流部[高津戸], 利根川上流部[八斗島・栗橋], 渡良瀬川下流部[足利・古河]	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	76	
	洪水	流域雨量指数基準	谷田川流域=14.8, 板倉川流域=4.7, 鶴生田川流域=7.6	
		複合基準 <sup>*1</sup>	—	
		指定河川洪水予報による基準	利根川上流部[八斗島・栗橋], 渡良瀬川下流部[足利]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で、実効湿度50% <sup>*2</sup>		
	なだれ	①降雪があつて、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上		
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季：最低気温-6℃以下 <sup>*3</sup>		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

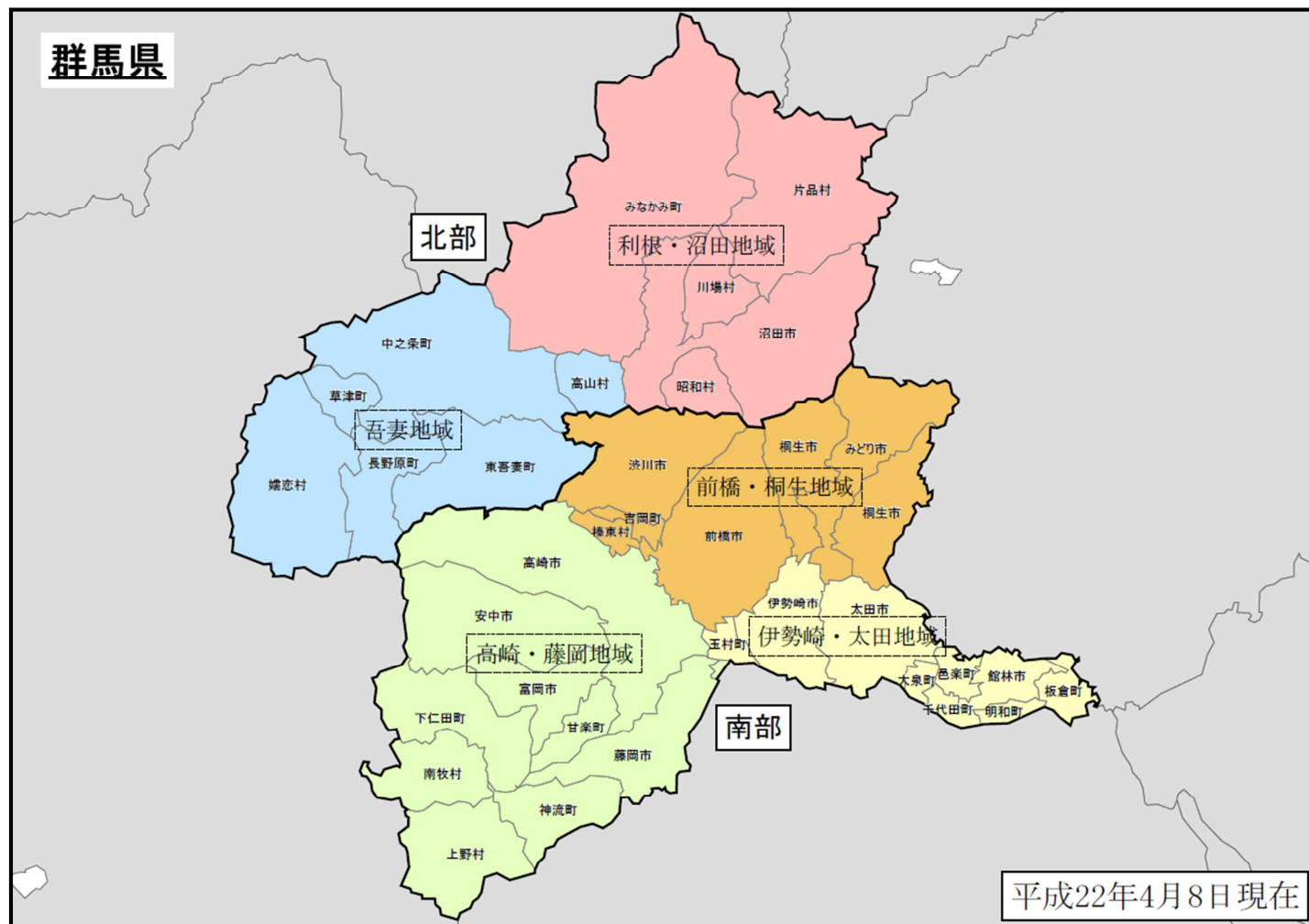
\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 湿度は前橋地方気象台の値。

\*3 冬期の気温は前橋地方気象台の値。

出典：気象庁「警報・注意報発表基準一覧表」

○群馬県の警報・注意報発表区域図



出典：気象庁「群馬県の警報・注意報発表区域図」



# 板倉町地域防災計画

令和6年3月

編集・発行 板倉町防災会議